

弁護士 楠 啓太郎 くすのき けいたろう

当事務所の創設メンバーの一人です。楠弁護士は、上場企業から中小企業、ベンチャー企業まで多くの企業に対し、M&A、組織再編、規制対応、株主・プレス対応、法的紛争、情報開示、データ保護その他、ビジネスに関連する幅広い法分野において、アドバイスしてきました。顧客企業の業種は、IT、e スポーツ(ゲーム)、金融(フィンテック)、インフラ、流通、エネルギー、飲食、アパレル、コンサルティング、政府機関など様々で、日本、北米、ヨーロッパ、アジア等、国籍も多岐にわたります。

ヨーロッパで約 2 年間勤務した経験があり、欧州の複数の政府機関にもアドバイスしてきました。International Business Law Consortium (IBLC) のメンバーとして世界中の法律事務所と継続的なネットワークを築き、またアジア太平洋法律協会 (LAWASIA) の年次総会 (2012 年インドネシア、2016 年スリランカ) でスピーカーを務め、2018 年の世界銀行グループのレポート "[Procuring Infrastructure Public-Private Partnership](#)" の調査に関わる等、世界に向け積極的に情報を発信しています。

主な実績

- ベンチャー企業における不祥事発覚後、上場準備の一環としての外資系ファンドへの株式譲渡その他の組織改編取引において、売主(旧オーナー)側の代理人を務めました。
- MBO による上場廃止を目指す企業に対し、情報開示、株主対応、証券取引所対応などについてアドバイスしました。
- 上場企業による第三者割当による新株発行において、上場規程に基づき設置される第三者委員会の委員長を務めました。
- 米系ファンドが入札により日本のホテル・オーナー会社 13 社を総額約 2800 億円で取得した案件で、ファンド側の代理人を務めました。
- 豪州系ファンドらが日本の上場空港ビル運営会社の株式の約 20% を取得した案件で、ファンド側の代理人を務めました。
- 日本企業と英国企業との間の英国における訴訟案件において、第三者専門家として日本法に関する法律意見書(英文)を作成し、英國裁判所に提出しました。
- 日本企業が ODA プロジェクトにおいて業務を受託するに際して、外国政府と交渉についてアドバイスしました。
- 外国政府に対して、日本における規制についてアドバイスしました。
- 木更津市による PFI 事業である「木更津第一小学校改築及び木更津市学校給食センター整備事業」において木更津市側の法律アドバイザーを務めました。



Eメール: kusunoki@k-i.jp

職歴

- 1998 年 4 月～ 国内法律事務所
- 2001 年 7 月～ Squire, Sanders & Dempsey (ブダペスト)
- 2003 年 6 月～ Squire, Sanders & Dempsey (東京)
- 2004 年 11 月～ Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom (東京)
- 2010 年 7 月～ 国内法律事務所
- 2012 年 12 月～ 楠・岩崎法律事務所
(2018 年 11 月に事務所名変更)

学歴

- 1994 年 3 月 早稲田大学 法学部 卒業
- 1998 年 4 月 司法修習修了 (50 期)
- 2001 年 5 月 ニューヨーク大学 (NYU)
ロースクール企業法修士課程
(LLM in Corporate Law) 修了

弁護士資格

- 日本 (1998 年)
- ニューヨーク州 (2003 年)

役職

- 社外監査役: 株シーズメン (2019 年 5 月～)
- 社外取締役: トーカドエナジー (2020 年 6 月～)